

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止 面会ガイドライン 新旧対照表

(傍線の部分は変更部分)

新 (第3版)	旧 (第2版)
<p>1 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高く、施設内にウイルスを持ち込まないことが最も有効な感染防止策といえる。 ○ 従前の自由な面会方法ではウイルスが持ち込まれるリスクが高いと考えられる。 ○ 感染拡大防止の観点から、多数の高齢者が生活する施設においては、<u>面会については可能な限り安全に実施できる方法を検討することが必要である。</u> ○ 一方で、長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに悪影響を及ぼすおそれもある。 ○ 利用者と家族との交流の機会を確保するため、従前の面会方法にかわる「新しい生活様式」に即した面会方法（オンライン面会の活用やパーティション越しの面会など）への積極的な取組みが望まれる。 ○ そこで、地域の感染発生状況に応じて、新しい生活様式に即して十分な感染防止対策を講じた上での面会方法を検討し、実施することは差し支えないものと考えられる。 ○ <u>面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済みまたは検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会実施を検討すること。</u> ○ <u>なお、</u>こうした取り組みを行う際は、面会方法等について施設内で十分に検討し、面会者に対し丁寧に説明を行うことが必要である。 <p>2 面会を行う場合の留意点</p> <p>オンラインではなく、対面による面会を行う場合は、次に示す【留意事項】を踏まえて、新しい生活様式に即して感染防止対策を徹底し実施すること。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事前の調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の実施方法等を施設内で検討し、面会の実施方針を定めること。 	<p>1 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高く、施設内にウイルスを持ち込まないことが最も有効な感染防止策といえる。 ○ 従前の自由な面会方法ではウイルスが持ち込まれるリスクが高いと考えられる。 ○ 感染拡大防止の観点から、多数の高齢者が生活する施設においては、<u>看取りなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として面会を制限することが必要である。</u> ○ 一方で、長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに悪影響を及ぼすおそれもある。 ○ 利用者と家族との交流の機会を確保するため、従前の面会方法にかわる「新しい生活様式」に即した面会方法（オンライン面会の活用やパーティション越しの面会など）への積極的な取組みが望まれる。 ○ そこで、地域の感染発生状況に応じて、<u>看取り以外の場合でも、</u>新しい生活様式に即して、<u>十分な感染防止対策を講じた上での面会方法を検討し、実施することは差し支えないものと考えられる。</u> (新設) ○ <u>また、利用者と家族の双方がワクチン接種を完了している場合に、より制限を緩和した面会方法を行うことも考えられるが、</u>こうした取り組みを行う際は、面会方法等について施設内で十分に検討し、面会者に対し丁寧に説明を行うことが必要である。 <p>2 面会を行う場合の留意点</p> <p>オンラインではなく、対面による面会を行う場合は、次に示す【留意事項】を踏まえて、新しい生活様式に即して感染防止対策を徹底し実施すること。</p> <p>【留意事項】</p> <p>事前の調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会の実施方法等を施設内で検討し、面会の実施方針を定めること。

(削除)

- ・ 利用者と面会者の双方がワクチン接種済みまたは検査陰性※である場合には、制限レベルの低い対面面会を行うことが可能と考えられるが、こうした対応を取る場合は、ワクチン接種や検査状況の確認方法、面会の実施方法等について、あらかじめ実施方針に定めておく必要があること。

※参考 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス対策本部策定）

- ・ 面会者にマスク着用を求める等の対応だけで従前と変わらない面会方法をとることは不相当であり、人数、時間、方法等の条件を付し、十分な感染防止の措置を講じた上で面会を行うことが求められること。
- ・ 面会を行う場所は利用者の生活が過ごす場所（居室や共同生活スペース）や換気が悪い部屋や多くの人が集まる部屋を避けること。

(削除)

- ・ 面会は予約制とし、面会時間を管理すること。
- ・ ついたてや感染防止パネルの設置、ガラス越しの面会など感染リスクを下げる方法を検討すること。
- ・ 県が発行する感染防止対策取組書を掲示し、面会者に対し施設の感染防止の取組を周知する、面会者がLINEコロナお知らせシステムを活用できるようにするなどの対応を行う。
- ・ 地域の感染発生状況等により当該施設での感染が危惧される場合は面会を行わないことを事前に説明すること。

面会前の留意事項

- ・ 利用者に発熱やせき等の症状がある場合は面会を行わないこと。
- ・ 面会者に対し、健康チェックシートをもとに健康状態の確認を行うこと。
- ・ 面会簿等への記入を求め、面会者の連絡先を把握すること。

面会実施時の留意事項

- ・ 看取り期にある場合のほか、長期間の面会途絶が利用者の心身に悪影響を及ぼしていると判断される場合等など、対面面会が必要か十分に検討すること。

- ・ 利用者と面会者の双方がワクチン済みである場合には、制限レベルの低い対面面会を行うことが可能と考えられるが、こうした対応を取る場合は、ワクチン接種状況の確認方法や面会の実施方法等について、あらかじめ実施方針に定めておく必要があること。

- ・ 面会者にマスク着用を求める等の対応だけで従前と変わらない面会方法をとることは不相当であり、人数、時間、方法等の条件を付し、十分な感染防止の措置を講じた上で面会を行うことが求められること。

- ・ 面会を行う場所は利用者の生活が過ごす場所（居室や共同生活スペース）や換気が悪い部屋や多くの人が集まる部屋を避けること。

- ・ 面会者は1名または必要最小限度の人数とすること。

- ・ 面会は予約制とし、面会時間も短時間とすること。

- ・ ついたてや感染防止パネルの設置、ガラス越しの面会など感染リスクを下げる方法を検討すること。

- ・ 県が発行する感染防止対策取組書を掲示し、面会者に対し施設の感染防止の取組を周知する、面会者がLINEコロナお知らせシステムを活用できるようにするなどの対応を行う。

- ・ 地域の感染発生状況等により当該施設での感染が危惧される場合は面会を行わないことを事前に説明すること。

面会前の留意事項

- ・ 利用者に発熱やせき等の症状がある場合は面会を行わないこと。
- ・ 面会者に対し、健康チェックシートをもとに健康状態の確認を行うこと。
- ・ 面会簿等への記入を求め、面会者の連絡先を把握すること。

面会実施時の留意事項

- ・ 面会者にマスクの着用、手指の消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 目、鼻、口の粘膜からの感染を防止するため、面会者が利用者の口や鼻を拭いたり、涙をぬぐう等の行為を行うことがないよう留意すること。
- ・ 利用者と面会者との距離を十分にとること、ついたりやガラス越しとするなど、飛沫感染防止の対策を講じること。
- ・ 利用者と面会者の双方がワクチン接種完了者または検査陰性である場合は、隣り合って話すことや手を握ることも差し支えないが、この場合でも双方のマスクの着用と面会前後の手指消毒は徹底すること。

面会後の留意事項

- ・ 面会者に手指消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 面会者が触れた部分をアルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒すること。
- ・ 面会后2週間の間に発熱等の異常があった場合は速やかに施設に連絡するよう求めること。
- ・ 面会の実施状況（面会の日時・場所、面会した利用者名・面会者名、面会者に対応した職員名等）を記録すること。

3 面会に関する指針の整備と利用者・家族への十分な説明

- 新型コロナウイルス感染防止対策は長期間の対応が予測されることから、新しい生活様式に即した面会方法の工夫について定めた指針を施設において策定することが望ましい。
- 指針の作成にあたっては下記参考資料を参考に感染症対策委員会等で組織的に検討することが望ましい。
- 指針に盛り込むべき項目としては、①面会についての基本的な考え方、②地域の感染状況に応じた面会方法の選択、③面接方法等についての周知方法、④面会の実施方法、⑤面会者の記録方法等が考えられる。
- 利用者と面会者双方がワクチン接種完了者または検査陰性である場合に、より制限を緩和した面会方法を認める場合は、ワクチン接種や検査状況の確認方法、具体的な面会方法等について実施方針に盛り込むこと。また、実施方針の変更について、家族等に周知を図ること。

- ・ 面会者にマスクの着用、手指の消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 目、鼻、口の粘膜からの感染を防止するため、面会者が利用者の口や鼻を拭いたり、涙をぬぐう等の行為を行うことがないよう留意すること。
- ・ 利用者と面会者との距離を十分にとること、ついたりやガラス越しとするなど、飛沫感染防止の対策を講じること。
- ・ 利用者と面会者の双方がワクチン接種完了者である場合は、隣り合って話すことや手を握ることも差し支えないが、この場合でも双方のマスクの着用と面会前後の手指消毒は徹底すること。

面会後の留意事項

- ・ 面会者に手指消毒または十分な手洗いを求めること。
- ・ 面会者が触れた部分をアルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒すること。
- ・ 面会后2週間の間に発熱等の異常があった場合は速やかに施設に連絡するよう求めること。
- ・ 面会の実施状況（面会の日時・場所、面会した利用者名・面会者名、面会者に対応した職員名等）を記録すること。

3 面会に関する指針の整備と利用者・家族への十分な説明

- 新型コロナウイルス感染防止対策は長期間の対応が予測されることから、新しい生活様式に即した面会方法の工夫について定めた指針を施設において策定することが望ましい。
- 指針の作成にあたっては下記参考資料を参考に感染症対策委員会等で組織的に検討することが望ましい。
- 指針に盛り込むべき項目としては、①面会についての基本的な考え方、②地域の感染状況に応じた面会方法の選択、③面接方法等についての周知方法、④面会の実施方法、⑤面会者の記録方法等が考えられる。
- 利用者と面会者双方がワクチン接種完了者である場合に、より制限を緩和した面会方法を認める場合は、ワクチン接種状況の確認方法や具体的な面会方法について実施方針に盛り込むこと。また、実施方針の変更について、家族等に周知を図ること。

- 利用者や面会者がワクチン接種を完了していないことを理由に著しく不当な取扱い（面会はワクチンを接種した者に限定し、ワクチン未接種は施設内への立入を完全に認めないなど）をすることがないように留意し、ワクチン接種していない面会者とも交流を図ることができるよう工夫すること。
- 長期間にわたる面会の制限は、利用者や家族に不利益をもたらすものであり、施設に対する信頼感が損なわれる原因にもなりうることから、利用者や家族等に対し、施設の感染拡大防止の取組み内容や、新しい生活様式に即した面会方法の工夫に関する方針を丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。

4 (略)

5 参考資料

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
〔令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕
- ・高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について
- ・いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）
〔令和2年5月29日付け公益社団法人全国老人福祉施設協議会通知〕
- ・高齢者介護施設における感染対策
〔一般社団法人 日本環境感染学会作成のマニュアル〕
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル（詳解）
〔公益社団法人全国老人福祉施設協議会作成のマニュアル〕
- ・社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について
〔令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕
- ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱
〔令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部策定〕

- 利用者や面会者がワクチン接種を完了していないことを理由に著しく不当な取扱い（面会はワクチンを接種した者に限定し、ワクチン未接種は施設内への立入を完全に認めないなど）をすることがないように留意し、ワクチン接種していない面会者とも交流を図ることができるよう工夫すること。
- 長期間にわたる面会の制限は、利用者や家族に不利益をもたらすものであり、施設に対する信頼感が損なわれる原因にもなりうることから、利用者や家族等に対し、施設の感染拡大防止の取組み内容や、新しい生活様式に即した面会方法の工夫に関する方針を丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。

4 (略)

5 参考資料

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
〔令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕
- ・高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について
- ・いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）
〔令和2年5月29日付け公益社団法人全国老人福祉施設協議会通知〕
- ・高齢者介護施設における感染対策
〔一般社団法人 日本環境感染学会作成のマニュアル〕
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル（詳解）
〔公益社団法人全国老人福祉施設協議会作成のマニュアル〕

「新しい生活様式」に即した面会実施のためのポイント

面会による利用者のご家族の交流は、利用者のADLやQOLの維持向上を図る上で重要なものですが、「新しい生活様式」に即した面会の実施のためには、様々な工夫が必要であり、施設職員の方々の負担が増加することも想定されます。

そこで、県内の各施設で行われている面会の実践事例から、感染拡大防止に対応した面会の実施方法や負担軽減の工夫などのポイントを整理しました。

なお、地域で感染拡大が見られた場合は、感染リスクのない面会方法を選択するなどの対応を取る必要があることにご留意ください。

【共通事項】

- 面会を予約制にする
- 面会時間を管理する

【オンライン面会】

- 操作マニュアルを作成し、ご家族や職員で共有する

【対面による面会】

- 面会前にチェックリストなどを作成し提出してもらう

(略)

「新しい生活様式」に即した面会実施のためのポイント

面会による利用者のご家族の交流は、利用者のADLやQOLの維持向上を図る上で重要なものですが、「新しい生活様式」に即した面会の実施のためには、様々な工夫が必要であり、施設職員の方々の負担が増加することも想定されます。

そこで、県内の各施設で行われている面会の実践事例から、感染拡大防止に対応した面会の実施方法や負担軽減の工夫などのポイントを整理しました。

なお、地域で感染拡大が見られた場合は、感染リスクのない面会方法を選択するなどの対応を取る必要があることにご留意ください。

【共通事項】

- 面会を予約制にする
- 面会時間や回数を制限する

【オンライン面会】

- 操作マニュアルを作成し、ご家族や職員で共有する

【対面による面会】

- 面会前にチェックリストなどを作成し提出してもらう
- 面会人数を制限する

(略)

新 (第3版)

面会者 問診票

参考

面会前に問診票の記入をお願いします。
症状によっては面会をお断りさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
面会者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	続柄	利用者の	
利用者氏名			利用サービス 入所・短期
名札番号	No. _____	備考	

熱 (°C) 測定

面会チェックシート に✓をつけてください

【健康状態について】

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1カ月以内に始まった咳がある
- 1カ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1カ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している
- 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある人と接触している

面会時にこちらの用紙に記入して頂きます。ご協力をお願いします

面会簿確認印

【ワクチン接種、検査の状況について】

- 新型コロナワクチンの2回接種を終えている。
- PCR検査で陰性である。(検査実施日 年 月 日)

旧 (第2版)

面会者 問診票

参考

面会前に問診票の記入をお願いします。
症状によっては面会をお断りさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
面会者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	続柄	利用者の	
利用者氏名			利用サービス 入所・短期
名札番号	No. _____	備考	

熱 (°C) 測定

面会チェックシート に✓をつけてください

【健康状態について】

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1カ月以内に始まった咳がある
- 1カ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1カ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

面会時にこちらの用紙に記入して頂きます。ご協力をお願いします

面会簿確認印

【ワクチン接種状況について】

- 新型コロナワクチンの2回接種を終えている。